

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成24年9月6日 関東運輸局長 神谷 俊広

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

12B15号 有限会社 坂戸タクシー

1. 平成24年 8月 6日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙1, 2)のとおり

1. 運賃の種類

(1) 平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃

及び料金に関する制度について」記、1. (1)、ハ. ①に定める定額運賃

(2) 定額運賃適用施設は、東京国際空港とし、一定エリアについては以下に定めるゾーンとする

2. 定額運賃を適用するゾーン、最短経路及び距離

ゾーン名	適用地域	最短経路	距離
県南西部Aゾーン	所沢市、和光市、新座市、朝霞市、志木市、富士見市、入間郡三芳町	和光市白子4丁目1付近～高島平入口～板橋JCT～熊野町JCT～竹橋JCT～神田橋JCT～汐留JCT～浜崎橋JCT～首都高羽田線空港西出口～東京国際空港国際ターミナル	38.4km
県南西部Bゾーン	川越市、ふじみ野市、入間市、狭山市	川越市萱沼2365付近～剣道56号線～国道17号線新大宮バイパス～首都高速大宮線と野入口～美女木JCT～板橋JCT～熊野町JCT～竹橋JCT～神田橋JCT～汐留JCT～浜崎橋JCT～首都高羽田線空港西出口～東京国際空港国際ターミナル	55.3km
県南西部Cゾーン	飯能市、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、比企郡川島町、鳩山町、入間郡越生町、毛呂山町	関越道鶴ヶ島入口～鶴ヶ島JCT～大泉JCT～美女木JCT～板橋JCT～熊野町JCT～竹橋JCT～神田橋JCT～汐留JCT～浜崎橋JCT～首都高羽田線空港西出口～東京国際空港国際ターミナル	79.1km
県南西部Dゾーン	東松山市、比企郡吉見町、小川町、滑川町、嵐山町、ときがわ町、秩父郡東秩父村	東松山市毛塚378付近～国道407号線～関越道鶴ヶ島入口～鶴ヶ島JCT～大泉JCT～美女木JCT～板橋JCT～熊野町JCT～竹橋JCT～神田橋JCT～汐留JCT～浜崎橋JCT～首都高羽田線空港西出口～東京国際空港国際ターミナル	83.2km

3. 定額運賃の額等

(1) 算出の基礎となる現行認可の距離制運賃等

① 距離制	特定大型車	初乗運賃	2. 0Kmまで	710円
		加算運賃	310mまでを増すごとに	90円
	大型車	初乗運賃	2. 0Kmまで	710円
		加算運賃	310mまでを増すごとに	90円
	普通車	初乗運賃	2. 0Kmまで	710円
		加算運賃	310mまでを増すごとに	90円
② 深夜早朝割増	22時から5時まで			2割増
③ 障害者割引				1割引
④ 運転免許返納者割引				1割引

(2) 設定する定額運賃の額

ゾーン名称	車種区分	定 額 運 賃 (円)	深 夜 早 朝 割 増 適 用 運 賃 (円)	障 害 者 割 引 適 用 運 賃 (円)	深夜早朝割増及び 障害者割引・運転免許返納 者割引適用運賃(円)
県南西部Aゾーン	特定大型車	11,000	13,000	9,900	11,700
	大 型 車	11,000	13,000	9,900	11,700
	普 通 車	11,000	13,000	9,900	11,700
県南西部Bゾーン	特定大型車	16,000	19,000	14,400	17,100
	大 型 車	16,000	19,000	14,400	17,100
	普 通 車	16,000	19,000	14,400	17,100
県南西部Cゾーン	特定大型車	23,000	27,000	20,700	24,300
	大 型 車	23,000	27,000	20,700	24,300
	普 通 車	23,000	27,000	20,700	24,300
県南西部Dゾーン	特定大型車	24,000	29,000	21,600	26,100
	大 型 車	24,000	29,000	21,600	26,100
	普 通 車	24,000	29,000	21,600	26,100

4. 適用方法

- (1) 車種区分は、現に認可を受けている運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 定額運賃は、予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。
- (4) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)の運送におけるものと同様に操作する。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは、旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (6) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯(午後10時～午前5時)の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (7) 障害者割引及び運転免許返納者割引の対象者及び確認方法は、現に認可を受けている障害者割引及び運転免許返納者割引の適用方による。
- (8) 障害者割引及び運転免許返納者割引の両方に該当する場合はいずれか高い割引率を適用し、割引の重複はしないものとする。